

令和2年度 高機能換気設備等の導入支援補助金 公募要領

- ★本補助金の対象要件の一つとして、環境省補助金の交付決定を受けている必要があります。
- ★本公募要領、高機能換気設備等の導入支援補助金交付要綱の内容をご確認の上、本補助金を申請してください。

1 目的

「高機能換気設備等の導入支援補助金」（以下「本補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策として、大阪府の「施設の使用制限の要請等」（以下「休業等の要請」という。）に応じた中小企業（個人事業主を含む。）が運営する飲食店等を対象として、密閉空間とならないよう換気を行い、同時に建物の省エネ化促進にも資する高機能換気設備等の導入に対して、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）」（以下「環境省補助金」という。）に上乗せして補助を行うものです。

2 対象要件

中小企業（※1 参照）又は**個人事業主**が運営する不特定多数の人が利用する室に、高機能換気設備等を導入する方で、以下の（1）（2）の両方を満たすことが必要です。

- （1）**環境省補助金の交付決定（補助率3分の2に限る）**を受けていること。（※2 参照）
- （2）休業要請支援金（以下「支援金」という。 ※3 参照）の対象要件のうち次のア及びイの両方に該当すること。
 - ア 大阪府内に主たる事業所を有していること。
 - ・法人の方：本社が大阪府内にあること。
 - ・個人事業主：事業所が大阪府内にあること。
 - イ 休業等の要請を受け、**令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間、支援金の対象となる施設**（別添1 参照）**を全面的に休業**したこと。（食事提供施設の運営者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間（酒類の提供は午後7時まで）へと短縮等したこと。）

但し、以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- ・その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者がある者

【留意点】

- ※1 中小企業とは、次のいずれかに該当する方とします。
 - ・中小企業基本法第2条に規定する企業及び個人（「みなし大企業」は除く。）
 - ・医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の方
 - ・財団・社団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模の方

- ※2 申請をしようとする施設内に、不特定多数の人が利用する室（補助率3分の2）と特定の人が利用する室（補助率2分の1）が混在する場合は、特定の人が利用する室に関する金額を除外して、不特定多数の人が利用する室に関する金額のみを申請してください。
- ※3 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府からの休業等の要請を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」のことで

3 交付対象となる高機能換気設備等

本補助金の補助対象となる設備は、原則として対象室内の必要換気量（一人あたり毎時30立法メートル）を満たすとともに、導入前の施設全体に比して二酸化炭素排出量を削減する事業で、環境省補助金と同一のものが対象となります。

- ア 高機能換気設備【必須】
- イ その他高効率機器（空調設備・照明設備・電気設備）【任意】
- ウ 工事費（補助事業設備の設置と一体不可分なもの）

4 補助対象経費

本補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、環境省補助金の交付決定後（※4参照）に、発注、工事等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費で、環境省補助金と同一のものが対象となります。

表1 主な補助対象経費（※5参照）

経費区分	内容
工事費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費
設備費	設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	機器、設備又はシステム等に係る調査等

【留意点】

- ※4 環境省の交付決定後であれば、本補助金の交付決定前に着手（発注・工事・支払等）することができます。補助金交付申請書（様式第1号）に「補助事業の開始予定期日」を記入するとともに、誓約書（様式第1-4号）の項目⑤をご確認の上、同意してください。
- ※5 消費税等の扱い
補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については補助対象外ですので、仕入控除税額を減じて応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

5 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間は次のとおりとします。
なお、補助金額は、補助対象経費の総額に補助率を乗じて算定します。（※6参照）。

(1) 補助率（※7参照）

- <区分①（大阪府の休業要請支援金を受給された方）>
 - ・補助対象経費の3分の1に相当する額以内
- <区分②（区分①以外の方）>
 - ・補助対象経費の6分の1に相当する額以内

(2) 補助金額

<区分④（大阪府の休業要請支援金を受給された方）>

・上限額 **666万6千円**

<区分⑤（区分④以外の方）>

・上限額 **333万3千円**

(3) 補助事業実施期間

・**環境省補助金の交付決定日から令和3年1月31日（日曜日）まで**

【留意点】

※6 高機能換気設備に関する補助対象経費は、総額の50%以上という制限があります。また、補助対象経費の総額に補助率を乗じて算定した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※7 休業要請支援金を申請中の方は、**暫定的に補助率3分の1（区分④）**で補助金申請額を算定してください。ただし、**休業要請支援金が支給されないことが決定した場合は、補助金額は補助率6分の1（区分⑤）**として算定した額となりますので、**誓約書（様式第1-4号）の項目⑨**を確認のうえ、**該当する欄にチェック**してください。

6 応募方法

次の応募書類を**令和3年1月31日（日曜日）（当日消印有効）**までに追跡が可能な方法（**特定記録郵便、簡易書留又はレターパックライト等**）で、次の提出先まで郵送してください。

〔応募書類（※8参照）〕（各一部）

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

イ 要件確認申立書（様式第1-2号）

ウ 暴力団等審査情報（様式第1-3号）

エ 誓約書（様式第1-4号）

オ 環境省補助金の**応募書類**一式の写し（※9参照）

カ 環境省補助金の採択後に提出する**交付書類**一式の写し（※9参照）

キ 環境省補助金の交付決定通知書の写し（※9参照）

〔提出先〕

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課 高機能換気設備補助金申請事務局宛て
〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

〔問合せ先〕

おおさかスマートエネルギーセンター（エネルギー政策課内）

TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259

E-mail: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで）

【留意点】

※8 公募要領及び応募申請書等の様式については、上記提出先で配付しているほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/korona_kankisetubi.html

※9 **環境省補助金の応募書類と交付書類の一式のコピー**（押印の必要のない書類は電子データをプリントアウトしたものでも可）を保管しておいてください。

7 選定方法

(1) 選定の考え方

大阪府の休業等の要請に誠実にご協力いただき、その結果、大きな影響を受けた事業者を優先し、支援金の受給状況や事業の規模等を加味して、予算の範囲内で選定します。

(2) 選定結果

選定結果については、書面にて郵送で通知します。個別の選定結果に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

8 その他注意事項等

(1) 導入施設をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビング方式のE S C O契約により行う場合、環境省補助金と同様、リース事業者あるいはE S C O事業者を代表者とし、施設所有者等を共同申請者として申請してください。

(2) 補助事業に採択された方の情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、施設の名称、所在地を大阪府ホームページにて公表します。

(3) 交付決定額については、補助事業に採択された場合でも、精査の結果、申請された補助金交付申請額を減額する場合があります。

(4) 本事業では、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報や機密情報が漏洩したり滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、法律・条例の規定に基づき、利用目的の範囲内のみ利用し、目的外の利用をすることはありません。

(5) 本補助金の審査のため、事務局が休業要請支援金申請書類に記載された個人情報や休業要請支援金の支給判定結果を確認しますので、誓約書（様式第1-4号）の項目⑧をご確認の上、同意してください。

(6) 必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

9 交付決定後の留意点

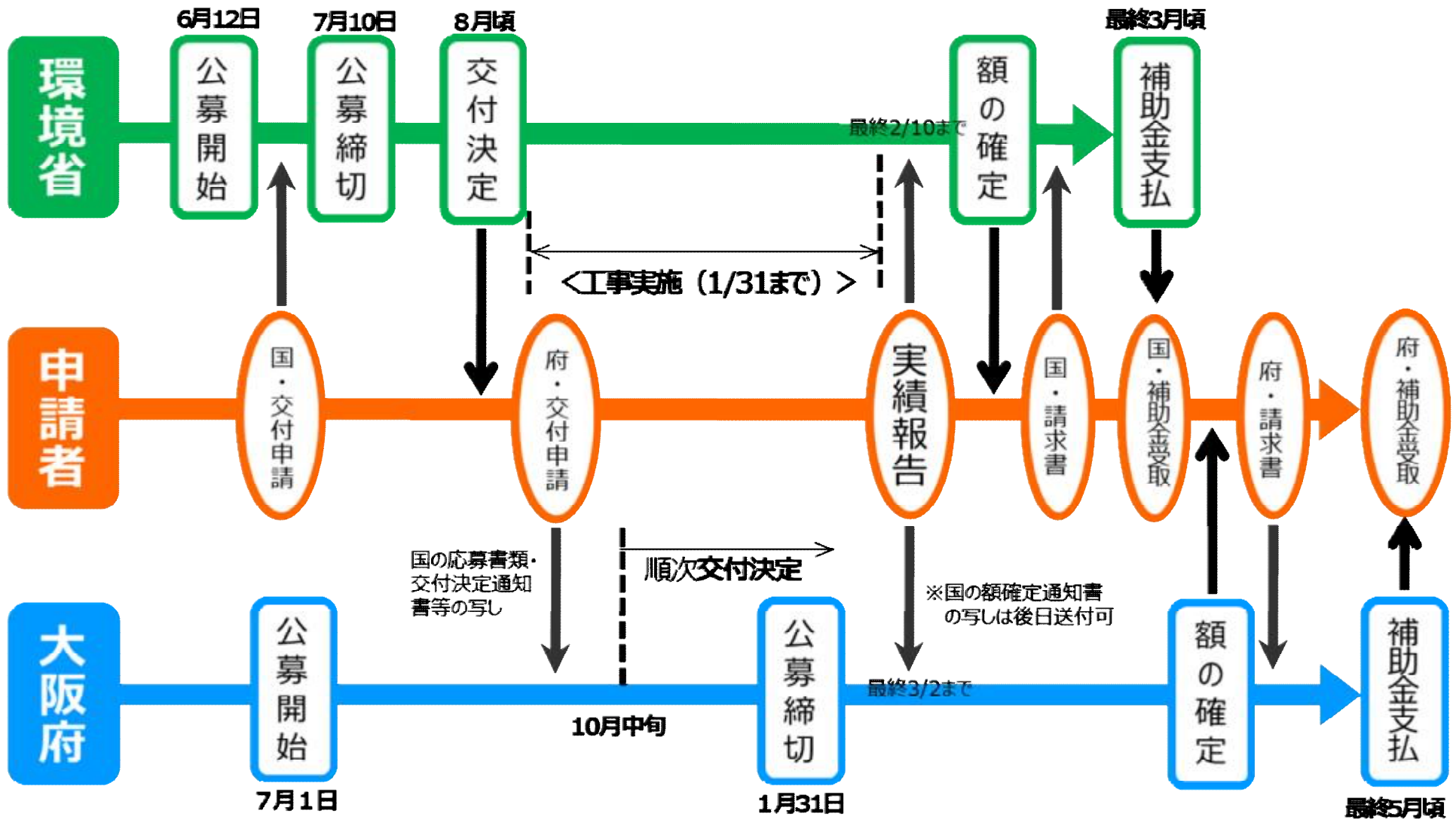
(1) 本補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。

(2) 事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。

(3) 補助事業の実施期間中における補助事業の中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認めら

れません。

- (4) 補助金申請の取下げは、原則、交付決定を受けた日から10日以内に交付申請取下承認申請書を提出することにより行うことができます。ただし、次のア及びイの事由により取り下げる場合は、この期日を経過して行うことができます。
 - ア 休業要請支援金が支給されないことが決定し、補助金額が補助率3分の1（区分㉔）ではなく6分の1（区分㉕）として算定されることにより、自己負担が生じることが判明したため申請を取り下げる場合（3ページの※7参照）は、速やかに交付申請取下承認申請書を提出してください。
 - イ 環境省補助金の申請を取り下げる場合は、環境省へ申請の取下げを書面にて申し出た日から10日以内に交付申請取下承認申請書を提出してください。
- (5) 補助事業の適正な執行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めるほか、現地にて帳簿書類や補助事業の実施状況等を確認することがあります。
- (6) 補助事業実績報告書は、補助事業が完了した翌日から30日以内、又は令和3年3月2日（火曜日）のいずれか早い日までにご提出ください。ただし、本府の交付決定前に着手し完了した場合は、交付決定日の翌日から30日以内に必要書類を提出してください。
- (7) 大阪府において補助事業実績報告書等の内容を検査の上、補助金を交付します。なお、**検査の結果次第では、実際の交付額が交付決定額を下回ることがあります。**また、**実際の交付額が交付決定額を上回ることはありません。**
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後15年間保存してください。
- (9) 補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (10) 交付決定後の手続きについては、交付決定者に対して別途メール等でお知らせします。
- (11) 補助事業終了後、大阪府が開催する講演会、セミナー等で取組事例の発表等をお願いする場合がありますので、ご協力ください。



申請から補助金受領までの主な流れ (予定)